

宇陀市立病院床頭台等に係る設置・運營業務委託募集要領

1. 趣旨

宇陀市立病院（以下「発注者」という）が、床頭台等に係る設置・運營業務委託契約を締結するにあたり、次のとおり床頭台等に係る設置・運營業務委託事業者の募集を行う。

なお、この事業はゼロ予算事業であり、提案者は必要経費を差し引いたうえ当院への見込管理手数料を提示すること。

2. 業務の概要

(1) 委託業務名

床頭台等に係る設置・運營業務委託

(2) 仕様

別紙「床頭台等に係る設置・運營業務委託設置備品等規格仕様書」（以下「仕様書」という）による

(3) 病院概要

- ① 住 所 奈良県宇陀市榛原萩原 8 1 5 番地
- ② 敷地面積 8, 9 1 5. 6 5 m²
- ③ 建築面積 3, 8 4 3. 2 9 m²
- ④ 延床面積 1 6, 2 4 9. 4 3 m²
- ⑤ 建物規模 鉄筋コンクリート造 地上7階 地下1階
- ⑥ 建物用途 自治体病院
- ⑦ 病床数 1 7 6 床
- ⑧ 入院患者数 1 3 0 人（令和6年度一日平均）
- ⑨ 外来患者数 3 9 2 人（令和6年度一日平均）

(4) 契約期間

令和8年10月1日から令和18年9月30日まで（10年間）

3. 選定方式

プロポーザルは公募型とし、公募に応じて本手続により参加表明書を提出した者（以下「参加者」という。）に対し、あらかじめ定められた評価項目に基づいて審査を行い選考する。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる資格を有する者は、次の条件等を満たすもので且つ、本業務の受注業者としてふさわしい企画力、信用及び技術、実績、スタッフ体制を備

えた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第30条の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされているなど、契約を履行することが困難と認められる状態となっていない者であること。
- (3) 宇陀市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 直近10年間で当該企画提案書等の提出日までの間に、150床以上の規模を有する病院において5年以上床頭台等に係る設置・運営業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ①支店が所在する市町村税
 - ②本店が所在する都道府県税の事業税
 - ③消費税及び地方消費税

5. 暴力団等排除について

宇陀市暴力団排除条例（平成23年宇陀市条例第21号）に基づき、公共事業その他の市の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は入札に参加することができない。

入札参加資格申請の際に、暴力団排除条例に基づく「誓約書（様式2）」及び「役員等調書及び照会承諾書（様式3）」を提出しなければならない。

誓約書に違反した場合、契約解除等の措置を行う。

6. スケジュール

- | | | | |
|-----|------|----------|----------------------------------|
| (1) | 令和8年 | 2月27日（金） | 公告及びプロポーザル資料の公表
質問及び参加表明書受付開始 |
| (2) | 令和8年 | 3月9日（月） | 質問受付終了 |
| (3) | 令和8年 | 3月12日（木） | 質問回答書の公表 |
| (4) | 令和8年 | 3月18日（水） | 参加表明書、企画提案書等の受付期限 |
| (5) | 令和8年 | 3月24日（火） | 書類審査結果通知期限 |
| (6) | 令和8年 | 3月30日（月） | プレゼンテーション及び審査 |
| (7) | 令和8年 | 4月3日（金） | 審査結果通知 |

7. 応募手続に関する事項

- (1) 質問の受付・回答

本プロポーザルに関して不明な点がある場合は、「質問書（様式1）」に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより送信してください。また、件名は「床頭台等に係る設置・運營業務委託質問書提出」とし、本文中に必ず会社名及び担当者名を記載してください。

提出された質問事項は、取りまとめた後、宇陀市立病院ホームページにて回答します。電話等での口頭による質問は一切受け付けません。

なお、この質問への回答は、仕様書の追加または修正とみなします。

Eメールアドレスから電子メールを送信し、必ず電話にて提出先に着信の確認を行うこととします。（確認の連絡は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

※受付期間 令和8年 3月 9日（月）午後3時まで

※回答期日 令和8年 3月12日（木）

※送信先 hp-jouhou@city.uda.lg.jp 情報システム管理課 米田

(2) 提出書類

プロポーザル参加希望者は、次に掲げる申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならないとします。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができません。

詳細は別紙「企画提案書等作成要領」を参照ください。

- ① 誓約書（様式2）
- ② 役員等調書及び照会承諾書（様式3）
- ③ 宣誓書（様式4）
- ④ 業務実施体制回答書 1部
- ⑤ 企画提案書（床頭台及び主要機器等） 9部

ア 床頭台・ランドリースystem（床頭台及び主要機器等）

イ 日常体制（運営体制やメンテナンス等）

ウ 現場職員の負担軽減策

エ その他特記事項、アピールポイント等

オ 料金体系等提案

カ 業務開始までの全体スケジュール

- ⑥ 参加表明書（様式5）

- ⑦ 証明書等

商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し

※コピー可、ただし提出期限の6ヵ月以内に発行したもの

- ⑧ 納税証明書

最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）の

写し※コピー可、ただし提出期限の6ヵ月以内に発行したもの

(3) 提出先

宇陀市立病院 情報システム管理課 宛

(4) 提出方法

上記提出先に持参もしくは郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、配達記録が残るものとし、受付期間中（最終日は午後5時まで）に必着とする。

※提出期限 令和8年 3月18日（水）まで

(5) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、「参加辞退届（様式6）」を作成し、宇陀市立病院情報システム管理課に提出すること。

(6) 書類審査結果通知

企画提案書及び上記7.（2）提出書類を用いて第一次審査を行い、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第一次審査を省略する。

書類審査及び第一次審査の結果については、令和8年 3月24日（火）に参加表明したすべてのものに対してその結果を電子メールで通知する。

(7) プレゼンテーションの実施方法

「参加表明書（様式5）」を提出した参加者は、提出済みの企画提案書に沿った内容について、プレゼンテーションを行うこと。

①令和8年 3月30日（月）に実施する。

②参加表明書の提出順で、各参加者30分の間（質疑応答含む）に提案項目に沿ってプレゼンテーションを行う。

③提案については、具体的かつ実践的な提案を行うこと。

④プレゼンテーションの参加人数は、5名以内とする。パソコン、プロジェクター等の使用は自由とするが、インターネットは使用することができない。

(8) 選考委員会

提案内容や料金体系等提案を総合的に審査するために、宇陀市立病院床頭台等に係る設置・運營業務委託委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(9) 審査方法

選考委員会が、提出された書類（企画提案書等）、プレゼンテーションの結果を総合的に評価し、総合点で最も優れた提案を行った者（以下「優先交渉権者」という。）と次点の者を決定する。

(10) 結果通知

審査後、審査結果を令和8年 4月 3日（金）すべての参加者に電子メールで通知する。

なお、採点及び評価基準は公表しないものとし、結果の問い合わせについては一切応じない。

8. 契約の締結

(1) 契約の交渉

優先交渉権者として選考された者と契約の交渉を行う。ただし、協議が整わない場合は次点者と協議を進め、受注者を決定する。

契約交渉にあたっては、参加者の提案内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細事項については改めて双方協議を行ったうえで決定するものとする。

受託候補者選定後、ホームページ等で情報を公開する。

(2) 資格の喪失

契約日までの間に、交渉権者が参加条件に定める条件のうち一つでも欠落した場合は、契約締結を履行しないことができる。この場合、本市は一切の損害賠償の責を負わない。

9. 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加のために要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出後の追加、修正、変更は認めない。
- (3) 応募者は、提案書の提出をもって、この実施要領その他本市が作成したこの契約に関する事項すべてを承諾したものとみなす。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は、応募者に帰属しますが事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (5) 提出された書類は本市の公文書となるので、本件に係る情報公開請求があれば宇陀市情報公開条例の規定に基づき公開される場合がある。
- (6) 本プロポーザルに係る文書作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (7) 本プロポーザルを不慮の都合により延期又は中止した場合、参加者がプロポーザルの参加のために要した費用について、本市でその負担に応じることはない。
- (8) 詳細図面等の確認を希望される場合は、施設管理担当者に連絡の上、一定期間貸与する。